改正後

（事業振興部の所掌事務）

第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。

十六～五十一　（略）

（福利厚生管理官及び職員企画官）

第二十六条　職員課に、福利厚生管理官及び職員企画官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　職員企画官は、命を受けて、職員課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

十六～二十四　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

七の二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく建設業（浄化槽工事業を含む。）、測量業及び不動産業に係る措置に関すること。

七の三～十八　（略）

（デジタル基盤整備企画官、電気通信高度化対策官及び行政情報化推進官）

第四十三条の二　デジタル基盤整備課に、デジタル基盤整備企画官、電気通信高度化対策官及び行政情報化推進官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　電気通信高度化対策官は、命を受けて、第三十八条の二第一号に掲げる事務のうち技術の高度化に係る重要事項に関する事務を処理する。

4　（略）

（港湾企画官及び港湾計画管理官）

第六十七条　港湾計画課に、港湾企画官及び港湾計画管理官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　港湾計画管理官は、命を受けて、第六十三条第一号から第三号までに掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官二十九人以内を置く。

2　（略）

改正前

（事業振興部の所掌事務）

第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。

十六～五十一　（略）

（福利厚生管理官）

第二十六条　職員課に、福利厚生管理官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

十六～二十四　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

七の二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく建設業（浄化槽工事業を含む。）、測量業及び不動産業に係る措置に関すること。

七の三～十八　（略）

（デジタル基盤整備企画官及び行政情報化推進官）

第四十三条の二　デジタル基盤整備課に、デジタル基盤整備企画官及び行政情報化推進官それぞれ一人を置く。

2　（略）

（新設）

3　（略）

（港湾企画官）

第六十七条　港湾計画課に、港湾企画官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官三十人以内を置く。

2　（略）